

# 三重徳風学園奨励金運用規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人三重徳風学園（以下、「本学園」という。）が設置する徳風高等学校の全日型コースに入学した者のうち、第4条から第7条までに規定する手続きを経て認定された者に対し給付する奨励金に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 前条の奨励金を「三重徳風学園奨励金」（以下、「奨励金」という。）といい、奨励金が給付される者を「三重徳風学園エンカレッジ生」（以下、「エンカレッジ生」という。）という。

(種類)

第3条 奨励金は、次の3種類とする。

種類	対象者	エンカレッジ生の人数
エンカレッジA	次の1～5のいずれかに該当する者で、優秀な学業成績を収め、かつ、生活態度の良好な、他の模範となる者。 1 中学校で不登校を経験した者 2 障がい特性を有する者（有すると考えられる者を含む。） 3 家庭事情によりアルバイトをして家計を助けている者 4 家庭事情により家事や家族の世話、介護等をしている者 5 その他生活上の困難を抱えていると認められる者	学年5人以内
エンカレッジB	極めて優秀な学業成績を収め、かつ、生活態度の良好な、他の模範となる者。	学年2人以内
エンカレッジC	学校指定の運動部で積極的に活動し、かつ、生活態度の良好な、他の模範となる者。	学年3人以内

(要件)

第4条 エンカレッジ生の要件は、次のとおりとする。

種類	要件
エンカレッジA	当該年度末において、原則として、1年間の学校生活に係る次の要件を全て満たしていること。 1 全科目の履修・修得の認定 2 全科目の評定平均 <u>3.5以上</u> 3 年間欠席日数 <u>10日以内</u> 4 部活動、ボランティア活動等の課外活動への積極的参加 5 学習態度・生活態度が良好で、生徒指導上の特別指導を受けていないこと
エンカレッジB	当該年度末において、原則として、1年間の学校生活に係る次の要件を全て満たしていること。 1 全科目の履修・修得の認定 2 全科目の評定平均 <u>4.5以上</u> 3 年間欠席日数 <u>5日以内</u> 4 部活動、ボランティア活動等の課外活動への積極的参加 5 学習態度・生活態度が良好で、生徒指導上の特別指導を受けていないこと
エンカレッジC	当該年度末において、原則として、1年間の学校生活に係る次の要件を全て満たしていること。 1 全科目の履修・修得の認定 2 全科目の評定平均 <u>3.0以上</u> 3 年間欠席日数 <u>5日以内</u> 4 学校指定の運動部活動への積極的参加 5 学習態度・生活態度が良好で、生徒指導上の特別指導を受けていないこと

(申請手続)

第5条 エンカレッジ生を志願する者は、毎年度末に、申請手続として「三重徳風学園奨励金認定申請書」(様式1)を所定の期日までに提出しなければならない。ただし、複数の種類の奨励金に同時申請することはできない。

2 エンカレッジ生に認定されなかった者は、当該年度に申請した奨励金と同じ又は異なる種類の奨励金に、翌年度に改めて申請できるものとする。

(審査)

第6条 校長は、エンカレッジ生の申請があった場合は、三重徳風学園奨励金審査委員会(以下「エンカレッジ委員会」という。)を設置し、エンカレッジ生の認否を審査する。

2 エンカレッジ委員会の委員長は校長とし、委員は学校経営委員会の構成員とする。

(認定)

第7条 エンカレッジ委員会の委員長は、前条第1項の審査の結果を理事長に上申する。

2 理事長は、前項の上申に基づき、エンカレッジ生を認定する。

3 エンカレッジ生に認定された者に対しては、「三重徳風学園奨励金認定通知書」(様式2)で通知のうえ、「認定証」(様式3)を交付する。

(給付)

第8条 エンカレッジ生一人当たりの奨励金は、一年度につき10万円(返還不要)とする。

2 奨励金は、保護者指定の口座に振込みにより給付する。

3 在学中におけるエンカレッジ生一人当たりの給付回数は3回以内とし、給付総額は30万円を超えないものとする。

(認定取消)

第9条 エンカレッジ生が次の各号のいずれかに該当するときは、エンカレッジ生の認定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 学費滞納により除籍になったとき。
- (3) 転学したとき。(転居又はいじめによる場合を除く。)
- (4) 休学したとき。(いじめによる場合を除く。)
- (5) 無期謹慎の特別指導を受けたとき。
- (6) 停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- (7) 修学の見込みがないと本学園が判断したとき。

(返還)

第10条 エンカレッジ生が前条各号のいずれかに該当する場合又は奨励金給付が不相当と認められる場合には、既に給付した奨励金全額の返還を求めることができる。

2 エンカレッジ生が前項により返還を求められたときは、返還を求められた日から起算して2週間以内一括して返還しなければならない。

(他の奨学金等の受給)

第11条 エンカレッジ生が他の奨学金等を受給することを妨げない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事長がこれを行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(様式1)

## 三重徳風学園奨励金認定申請書

令和 年 月 日

三重徳風学園理事長 様

(生徒) \_\_\_\_年\_\_組 名前\_\_\_\_\_

(保護者) \_\_\_\_\_印

別紙「私が一年間努力したこと」を添えて、三重徳風学園奨励金給付生徒の認定を下記のとおり申請します。

なお、認定された場合、在学中に下記2の(1)～(7)のいずれかに該当したとき又は奨励金給付が不相当と認められたときは、三重徳風学園奨励金給付生徒としての認定を取り消されても異議を申し立てず、返還を求められた日から起算して2週間以内に給付総額を一括返還します。

### 記

#### 1 申請する奨励金の種類

<input type="checkbox"/>	エンカレッジA
<input type="checkbox"/>	エンカレッジB
<input type="checkbox"/>	エンカレッジC

※ いずれか一つに○を付けてください。

#### 2 奨励金を返還しなければならないとき

- (1) 退学したとき。
- (2) 学費滞納により除籍になったとき。
- (3) 転学したとき。(転居又はいじめによる場合を除く。)
- (4) 休学したとき。(いじめによる場合を除く。)
- (5) 無期謹慎の特別指導を受けたとき。
- (6) 停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- (7) 修学の見込みがないと本学園が判断したとき。

(様式2)

## 三重徳風学園奨励金認定通知書

令和 年 月 日

\_\_\_\_年\_\_組 \_\_\_\_\_ 様  
\_\_\_\_\_ 様

学校法人三重徳風学園  
理事長 成瀬晴久

あなたを、下記のとおり、三重徳風学園奨励金給付生徒として認定しましたので通知します。

ついては、令和\_\_\_\_年\_\_月\_\_日( ) \_\_\_\_時\_\_分から本学園会議室(1階)で認定証交付式を行いますので出席してください。(保護者の皆様の出席は自由です。)

なお、今後、在学中に下記2の(1)～(7)のいずれかに該当したとき又は奨励金給付が不相当と認められたときは、三重徳風学園奨励金給付生徒としての認定を取り消し、返還を求める日から起算して2週間以内に給付総額を一括返還していただきますので留意してください。

### 記

#### 1 認定した奨励金の種類

「エンカレッジ\_\_\_\_\_」

#### 2 奨励金を返還しなければならないとき

- (1) 退学したとき。
- (2) 学費滞納により除籍になったとき。
- (3) 転学したとき。(転居又はいじめによる場合を除く。)
- (4) 休学したとき。(いじめによる場合を除く。)
- (5) 無期謹慎の特別指導を受けたとき。
- (6) 停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- (7) 修学の見込みがないと本学園が判断したとき。

(様式3)

第〇〇〇号

# 認 定 証

〇年〇組

〇〇 〇〇 様

あなたは . . . . .

. . . . . ので

三重徳風学園奨励金を給付される

エンカレッジ生として認定します

令和 年 月 日

学校法人三重徳風学園

理事長 成瀬晴久



